

# 東伯郡体育協会表彰規程

第1条 この規程は東伯郡並びに町の体育・スポーツの発展に功績のあった人及び団体を表彰するために設定する。

第2条 本会は、この規程に定めるところにより次の表彰を行う。

- 1 体育功労者  
永年にわたり東伯郡並びに町の地域体育・スポーツの発展に功績のあった人。
- 2 体育優良団体  
東伯郡内各町の地域体育・スポーツの発展に功績のあった団体。
- 3 東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭10回出場者（旧郡体）  
東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭に10回以上出場し、東伯郡内の体育・スポーツの発展に顕著な功績のあった人。

第3条 表彰は表彰委員会によって選考決定し、被表彰者には表彰状を贈る。

第4条 表彰委員会は会長、副会長、理事長、理事及び事務局長により構成する。

第5条 表彰は毎年1回行い、本会事務局に被表彰者名簿を備え永久にその功績を伝える。

第6条 感謝状  
本会の発展とスポーツ振興に顕著な功績のあった者に対し感謝状を贈り感謝の意を表する。

第7条 この規程の改廃は代議員会の議決を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は昭和32年5月15日から施行する。

この規程は平成8年1月16日から施行する。

この規程は平成16年10月1日から施行する。

この規則は平成31年4月5日から施行する。

## 東伯郡体育協会表彰内規

- 1 体育功労者  
永年とは原則として10年以上とする。
- 2 東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（旧郡体）に10回出場者  
10回は通算、出場は選手とする。

### 参考事項

10回出場者の基準は、連続及び通年で10回出場した者について、翌年に表彰対象者となる。（当該年度10回出場は翌年に表彰する。）

平成31年4月5日 代議員会において、郡民体育大会の名称を東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭に改廃する。